

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
浜田市	井野(諸谷)	令和5年3月22日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	19.98 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	11.67 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	※ 4.92 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	※ 0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.66 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
■世帯数: 17戸 ■高齢化率: 40% ■中心的経営体: -  ※中山間協定面積(8.6ha)を元に算出	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

(1)担い手について 集落内に集落営農組織、認定農業者はいない。 農業者(個人)も規模拡大はできない。 (2)その他 別紙2のとおり
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

(1)中心的経営体への集約する考え方
(2)地域の役割 集落内に担い手がないため、自治会やまちづくり等との連携に取り組む。 集落協定を中心に役割分担をしつつ、農用地保全活動に取り組む。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計			0 ha		0.00 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>■草刈り対策について</p>
<p>■水路管理について 中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金を活用し計画的に修繕を行う。</p>
<p>■鳥獣害対策について 設置したワイヤーメッシュや電気牧柵の定期的な点検や被害多発地域にワイヤーメッシュを設置し被害防止に努める。</p>
<p>■中山間直接支払制度について</p>
<p>■多面的機能維持支払制度について 令和4年度から井野環境保全組合として制度を活用。</p>
<p>■その他 高齢化や後継者不足等により集落単位で解決できない課題解決のため、井野地区農業連携推進協議会(R3.3.26設立)において、協力する仕組みづくりを検討する。</p>

## 別紙2

課題	解決策・方向性	いつ	どこで・どこを	何を	誰が
機械の更新や修理代が負担	個人所有の機械が壊れたら、集落協定で機械を共同購入する方向を検討する話し合いを始める	随時	協定農用地	協定参加者に周知	協定参加者全員
水路の補修	多面的機能支払制度の取組を検討	R3～	別添位置図箇所	補修箇所を計画的に補修していく	協定参加者全員
作業道・進入路の整備	多面的機能支払制度の取組を検討	R3～	別添位置図箇所	計画的に整備していく	協定参加者全員
鳥獣被害対策	防護柵を設置し、被害防止に努める	R3～	被害多発農地	電柵・ワイヤーメッシュの設置と設置済み箇所の点検	協定参加者全員
移動手段の確保	いのっち号の利用	随時	いのっち号登録 ドライバー登録	制度が継続できる仕組みづくり	井野まちづくり 自治会



### 農地の将来像

- … 管理者・後継者が引き続き耕作
- … 担い手に委託予定
- … 担い手等に委託希望
- … 農地中間管理機構への貸付を希望
- … 草刈等の管理のみを行う
- … 未定

